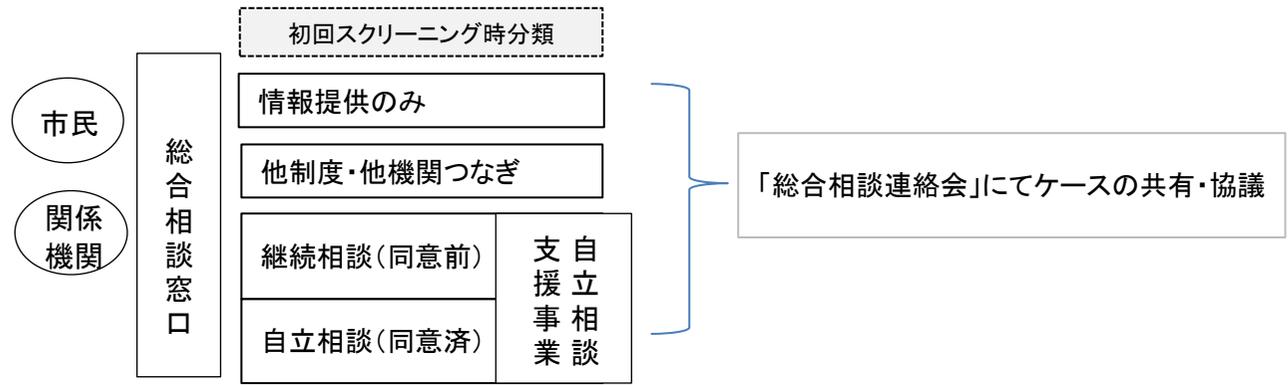


総合相談窓口での相談受付体制等について(平成30年度変更案)

図1 総合相談窓口におけるデータ蓄積の流れ(H29年度末時点)



【変更により想定される効果】

・自立相談支援事業を目指してきた相談については、総合相談窓口を経由せずに、自立相談支援事業対応ケースとすることで、相談員の負担が軽減されるとともに、実績が明確になる。

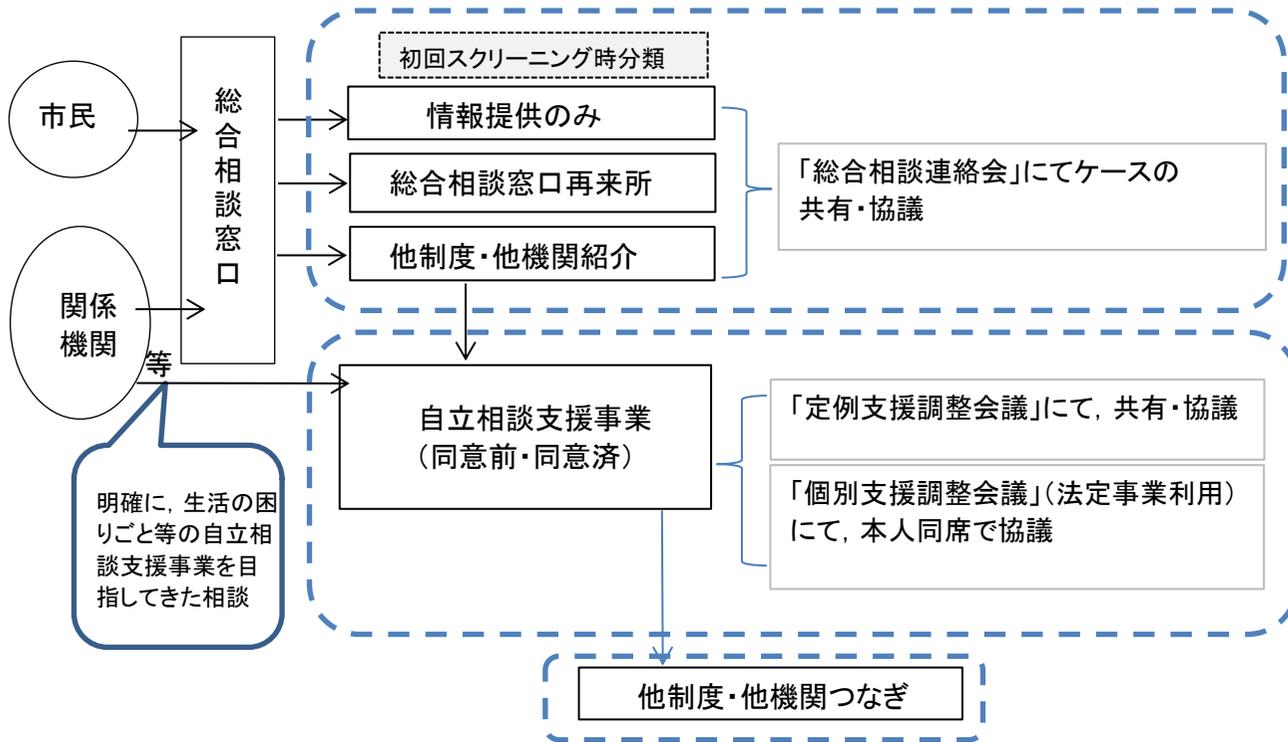
・初回スクリーニングを改編し、自立相談支援事業を「他制度・他機関紹介」として取り扱うことで、総合相談窓口及び自立相談支援事業の機能が明確になり、より効果的に各窓口との連携ができる。

・「総合相談窓口再来所」ケースは、連携上の課題がある、もしくは、対応する専門機関がない可能性が高く、そのようなケースの検討を「総合相談連絡会」にて実施することで、専門機関間の連携強化や、社会資源の開発検討につなげることができる。

・「他制度・他機関つなぎ」ケースは、自立相談支援事業においてインテーク・アセスメントすることにより、適切な支援窓口につなぐことができる。

・定例支援調整会議において、自立相談支援事業にて対応した全ケースについて、共有・協議することで、自立相談支援事業の実態を適切に把握し、効果的な支援体制の構築等につなげることができる。

図2 総合相談窓口における相談受付体制等(H30年度改善案)



明確に、生活の困りごと等の自立相談支援事業を目指してきた相談